

## 「性自認及び性的指向に関する調査」中間集計結果

### 1 調査概要

- 調査対象者：都内在住・在勤・在学の成人
- 調査方法：インターネット調査
- 調査期間：令和 3 年 10 月～同年 11 月
- 設問項目：次ページのとおり
- 事前調査：
  - ・約 16 万人に対し、LGBT や SOGI などの言葉の認知度や必要な行政施策について質問し、約 6.6 万人から回答
  - ・回答者から、本調査の対象となる性的マイノリティ当事者約 1,000 人をスクリーニング
- 本調査：
  - ・性的マイノリティ当事者約 1,000 人に対し、LGBT 等であることが理由で経験した困難等、行政の取組・施策への評価、行政が当事者のために何をすべきか、パートナーシップ制度の評価等について質問
  - ・なお、一部の質問については、性的マイノリティ当事者の回答との比較を行うため、事前調査で非当事者と回答した者の中から無作為に抽出した約 250 人にも実施
- 中間報告：「2 中間集計結果」のとおり。最終報告は令和 3 年度末にまとめる予定

### 2 中間集計結果

#### (1) 事前調査

##### ①言葉の認知度

- ・「LGBT」、「セクシュアリティ」、「性同一性」については、社会一般で使用されることが多くなってきている現状等を踏まえ、8 割を超える認知度がある。
- ・一方、性自認及び性的指向を表す「SOGI」や性的マイノリティへの理解者であることを示す「アライ」は、2 割を下回る認知度であった。

##### ②行政施策の必要性

- ・行政が行う性的マイノリティへの施策・取組の必要性については、「窓口対応する職員の研修・教育」、「相談窓口」、「LGBT 等・性的少数者に対する不当な差別を禁止する規定の整備（条例等）」が、7 割を超える回答であった。
- ・「パートナーシップ制度」については、約 7 割が必要と回答している。

#### (2) 本調査

##### ①LGBT 等であることが理由で経験した困難等について

- ・性的マイノリティ当事者に選択式及び自由記述により、これまで経験した困難について質問したところ、約 3 割が困難経験ありと回答した。具体的には、「誰にも相談できない」「親など周囲に理解してもらえない」「孤独・孤立」「スカート・ズボンの強要、好きな服が着られない」などの回答があった。

## ②行政の取組・施策への評価及び行政が当事者のために何をすべきか等について

- ・必要な行政施策について選択式で、施策の評価の理由等について自由記述により質問したところ、法制度整備、相互理解の推進、トイレ・更衣室などの環境整備が挙げられた。その理由として、公的に（存在が）認められる、世間の理解が深まる、現実困っていることが解消されるなどの回答があった。
- ・一方で、何もしてほしくない、そっとしておいてほしいとの回答もあった。

## ③パートナーシップ制度の評価等について

- ・パートナーシップ制度が居住地の自治体において導入されているとの回答は、1割程度であった。
- ・同制度が導入されているか分からないとの回答が、当事者層で約5割、非当事者も含めると約7割であった。
- ・導入済みの自治体に居住する当事者で制度を利用しているのは2割程度であった。
- ・制度の長所については、公的な証明になる、社会的に認められる、社会の理解が進むなどの回答があった。
- ・短所については、結婚と同等の権利は法律上得られない、効力が不明、制度が導入されている自治体が少ないなどの回答があった。

### 設問項目

#### 【事前調査】 6問 ※②～④はスクリーニングのための質問

- ① 年齢、② 戸籍上の性、③ 自認する性、④ 性的指向、
- ⑤ 言葉の認知度（LGBT、SOGI、性自認、性的指向など）、
- ⑥ LGBT等に対する取組・施策として必要と考えるもの  
（パートナーシップ制度、相談窓口、啓発イベント・セミナー等、啓発資料、情報発信、職員研修、規定整備、環境整備など）

#### 【本調査】 9問

- ⑦ LGBT等であることが理由で経験したこと  
（家庭や職場等での困難、差別、ハラスメント等を例示）
- ⑧ ⑦の経験をしたときの気持ち
- ⑨ ⑦の経験で特に辛かったこと<記述式>
- ⑩ 行政の取組・施策で評価できること  
（パートナーシップ制度、相談窓口、啓発イベント・セミナー等、啓発資料、情報発信、職員研修、規定整備、環境整備など）
- ⑪ ⑩の評価の理由<記述式>
- ⑫ 行政は当事者のために何をすべきと考えるか<記述式>
- ⑬ 居住地でパートナーシップ制度は導入されているか
- ⑭ (⑬で「導入されている」との回答者に) 制度を活用しているか
- ⑮ 現在のパートナーシップ制度の長所・短所<記述式>